

日野町監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和8年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年6月30日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和8年5月28日（木）午前10時40分～午前11時55分
監 査 場 所 日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監 査 対 象 機関 長寿福祉課
4. 監 査 対 象 長寿福祉課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の進捗状況
（計画2年目の実績および計画3年目（目標年度）の見込）
○地域における支えあい活動の推進に向けた取組について
5. 監 査 手 続 令和8年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。

6. 監 査 の 結 果 令和7年度は高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の2年目に当たる。認定率は18.2%で、要支援1・2 および要介護1の軽度者が全体の44%を占める。この状況から介護給付サービス量は計画比率103.4%となった一方、総給付費は計画比率91.4%となり推計値を下回った。しかしながら、今後は要介護度の重度化に伴う総給付費の増加が見込まれることから、引き続きその動向を注視するとともに、重度化予防の施策にも一層取り組まれない。

さて、町では、「地域包括ケアシステム」の推進・深化および「地域共生社会」の実現に向け、地域における支え合い活動の推進に取り組んできた。そのために住民や関係機関、行政機関、生活支援コーディネーター等が参画し、町全体のことを話し合う「第一層協議体」を設置し、町全域での取組を進めるとともに、各地区において地区単位のことを話し合う「第二層協議体」の立ち上げ支援にも努めてきた。第二層協議体の設置は一部の地区にとどまっているが、今後も関係機関と連携しながら地区単位の地域の支え合い活動への支援を継続し、将来の第二層協議体へ発展することを期待したい。

最後に老人クラブは高齢者の生きがいづくりや健康寿命の延伸に資する重要な地域組織である。高齢者を取り巻く環境が変化することであっても広範な交流や地域づくりへの参画が期待されることから、地区を単位とした広域的な活動が推進されるよう支援が望まれる。